

令和7年第7回富山県教育委員会議事日程

6月30日（月）午前10時

県庁4階大会議室

1 会議録の承認について

令和7年5月30日開催の令和7年第6回富山県教育委員会会議録の承認について

2 協議事項

(1) 令和8年度学級編制方針（案）について

① 教育みらい室県立高校改革推進課長から説明した。

② 陳情書により陳情者から陳述がなされた

陳情（県立高校の募集生徒数・学級編制に関する陳情）

3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和7年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(2) 臨時代理について（令和7年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(3) 夜間中学説明会・個別相談会の報告について

教育みらい室課長（夜間中学設置準備担当）から説明した。

(4) 令和8年度富山県公立学校教員採用選考検査志願状況について

教職員課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第14号 令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択に係る諮問事項の件
教育みらい室小中学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第15号 富山県いじめ防止対策推進委員会委員任命の件

教育みらい室課長（児童生徒支援担当）から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第14号および議案第15号は非公開となりました。

令和8年度学級編制方針（案）

1. これまでの考え方

以下の観点から総合的に判断して決定する。

- (1) 学級定員は、40人を標準とする。
- (2) 中学校卒業予定者数に対する募集定員の割合は、70.8%程度(R5～R7の場合)とする。
- (3) 普通科系割合（総合学科を除く）は、66%程度を目安とする。
- (4) 地域別の中学校卒業予定者数の動向や各学校の入学志願者の推移、これまでの学級増減の経緯などを踏まえる。

2. 考慮すべき状況の変化

(1) 公私比率の廃止

社会の変化や生徒の多様なニーズを踏まえ、公立・私立ともに、より柔軟な発想で創意工夫を凝らし、富山県の高校教育の魅力を一層高めていくため、令和8年度以降、公私比率は設定せず、各設置者が適正な定員管理を行うこととなった。

(2) 県立高校志願倍率の低下とばらつき

私立高校授業料の実質無償化などを背景に、全日制県立高校志願倍率が低下してきているが、学校・学科毎には倍率にばらつきが見られる。

(3) 今後の県立高校（全日制）の方向性の決定

「新時代とやまハイスクール構想」基本方針において、現在の全ての県立高校（全日制）を再構築し、新しい学校を開設していく方向性となった。

(4) 中学校卒業予定者数の大幅な減少

令和8年3月の中学校卒業予定者数が前年度よりも約400人減少する見込みである。

| | 令和6年3月 | 令和7年3月 | 令和8年3月 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 中学校卒業予定者数（全県） | 8,625 | 8,509 | 8,107 |
| 中学校卒業予定者数の前年度比 | ▲ 127 | ▲ 116 | ▲ 402 |

3. 新しい考え方

上記の状況の変化を踏まえ、今後は県立高校における「適正な定員管理」を行うため、以下の考え方で学級編制を検討する。

- (1) 令和6年度及び7年度の学級編制で募集定員の減で対応した学科も含め、学級定員は、40人を標準とする。
- (2) 普通科系学科と職業系専門学科の割合は、これまでの状況に配慮する。
- (3) 生徒のニーズや学びの場の確保の観点等から、各県立高校の学科毎に学級数・募集定員を設定する。
 - ① 「近年の中学校別志願状況」を基に、「各中学校の卒業予定者数」から各県立高校の学科毎に志願者数を推計し、学級数・募集定員を設定する。（別紙のとおり）
 - ② ①を原則としつつ、県立高校が担うべき「学びの場の確保」の観点から、職業系専門学科については、必要に応じて少人数学級とすることにより学級数を維持する。
 - ③ 激変緩和の観点から、1学級を超える学級減は行わない。

県立高校の学科毎の募集定員設定方法について

【ステップ1】各中学校からの志願者数の整理（過去4年間の合計）

| | A中学校 | B中学校 | C中学校 | ・・・ |
|-----------|------|------|------|-----|
| α高校(普通) | 32 | 48 | 71 | ・・・ |
| α高校(工業) | 72 | 12 | 48 | ・・・ |
| β高校(商業) | 56 | 84 | 24 | ・・・ |
| γ高校(農業) | 16 | 24 | 12 | ・・・ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | |
| 各中学校の卒業生数 | 320 | 600 | 480 | |

α高校(普通科)のA中学校からの志願者割合（過去4年平均）

$$32_{人} \div 320_{人} = 0.10$$

【ステップ2】各中学校からの志願者割合の算出（過去4年平均）

| | A中学校 | B中学校 | C中学校 | ・・・ |
|---------|-------|------|-------|-----|
| α高校(普通) | 0.1 | 0.08 | 0.15 | ・・・ |
| α高校(工業) | 0.225 | 0.02 | 0.1 | ・・・ |
| β高校(商業) | 0.175 | 0.14 | 0.05 | ・・・ |
| γ高校(農業) | 0.05 | 0.04 | 0.025 | ・・・ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | |
| 合計※ | 1.00 | 1.00 | 1.00 | |

※県立高校（全日制）を志願しない生徒を含む

【ステップ3】R8志願者推計値の算出

| | A中学校 | B中学校 | C中学校 | ・・・ | 志願者推計値の合計 |
|------------------|------|------|------|-----|-----------|
| α高校(普通) | 7.0 | 10.8 | 16.3 | ・・・ | 113 |
| α高校(工業) | 15.8 | 2.7 | 11.0 | ・・・ | 184 |
| β高校(商業) | 12.3 | 18.9 | 5.5 | ・・・ | 168 |
| γ高校(農業) | 3.5 | 5.4 | 2.8 | ・・・ | 32 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | | ⋮ |
| 各中学校のR8.3月卒業予定者数 | 70 | | | | |

α高校(普通科)のA中学校からのR8志願者推計値

$$70_{人} \times 0.10 = 7.0$$

【ステップ4】R8学級数推計値の算出

| | 学級定員 | R8志願者推計値 | 学級数推計値(案) | 募集定員(案) |
|---------|------|----------|-----------|---------|
| α高校(普通) | 40 | 113 | 3 | 120 |
| α高校(工業) | 40 | 184 | 5 | 200 |
| β高校(商業) | 40 | 168 | 4 | 160 |
| γ高校(農業) | 30 | 32 | 1 | 30 |
| ⋮ | ⋮ | | | ⋮ |

α高校(普通科)の学級数推計値

$$113 \div 40 = 2.8 \rightarrow 3$$

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和7年6月30日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

令和7年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和7年6月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和7年6月6日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

財 第 26 号
令和 7 年 6 月 3 日

富山県教育委員会
教育長 廣島 伸一 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 7 年 6 月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件
- 3 富山県公立学校情報機器整備基金条例一部改正の件
- 4 富山県立高等学校の授業料等に関する条例一部改正の件
- 5 動産取得に関する件

令和7年度6月補正予算（案）総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

| 区 分 | | 既定予算額 | 補正予算額 | 計 | 構 成 比 | 既定予算に対する伸び率 (事業費ベース) |
|---------|-----|------------|---------|------------|--------|-------------------------|
| 教育総務費 | 事業費 | 5,949,444 | 0 | 5,949,444 | 7.8% | 0.0% |
| | 給与費 | 1,150,622 | 0 | 1,150,622 | | |
| | 計 | 7,100,066 | 0 | 7,100,066 | | |
| 小学校費 | 事業費 | 225,297 | 0 | 225,297 | 32.6% | 0.0% |
| | 給与費 | 29,583,744 | 0 | 29,583,744 | | |
| | 計 | 29,809,041 | 0 | 29,809,041 | | |
| 中学校費 | 事業費 | 193,292 | 0 | 193,292 | 19.1% | 0.0% |
| | 給与費 | 17,272,257 | 0 | 17,272,257 | | |
| | 計 | 17,465,549 | 0 | 17,465,549 | | |
| 高等学校費 | 事業費 | 6,341,413 | 510,300 | 6,851,713 | 27.0% | 8.0% |
| | 給与費 | 17,842,113 | 0 | 17,842,113 | | |
| | 計 | 24,183,526 | 510,300 | 24,693,826 | | |
| 特別支援学校費 | 事業費 | 2,015,709 | 0 | 2,015,709 | 11.6% | 0.0% |
| | 給与費 | 8,589,363 | 0 | 8,589,363 | | |
| | 計 | 10,605,072 | 0 | 10,605,072 | | |
| 社会教育費 | 事業費 | 662,748 | 0 | 662,748 | 1.3% | 0.0% |
| | 給与費 | 567,218 | 0 | 567,218 | | |
| | 計 | 1,229,966 | 0 | 1,229,966 | | |
| 保健体育費 | 事業費 | 451,727 | 0 | 451,727 | 0.6% | 0.0% |
| | 給与費 | 140,595 | 0 | 140,595 | | |
| | 計 | 592,322 | 0 | 592,322 | | |
| 合 計 | 事業費 | 15,839,630 | 510,300 | 16,349,930 | 100.0% | 3.2% |
| | 給与費 | 75,145,912 | 0 | 75,145,912 | | |
| | 計 | 90,985,542 | 510,300 | 91,495,842 | | |

令和7年度6月補正予算(案) 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

| 室課名 | 事業名 | 提案見込額 | 財源内訳 | | | 備考 |
|--------|-------------------|---------|---------|-----|-------|--|
| | | | 国支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 教育みらい室 | 高校生等臨時支援事業 | 501,000 | 501,000 | | | 所得制限により高校生等就学支援金の対象外となった高校生を対象に、国の新制度である高校生等臨時支援金を活用し、授業料相当分を支援学び直し支援金が所得要件撤廃になったことによる対象者の拡大 |
| 教育みらい室 | 公立高等学校奨学のための給付金事業 | 9,300 | 3,100 | | 6,200 | 奨学のための給付金(国1/3、県2/3)の非課税世帯全日制等第1子単価が増額され、授業料以外の教育費負担を支援 |
| 事業費計 | | 510,300 | 504,100 | | 6,200 | |

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案要綱

地方創生局デジタル化推進室情報システム課

| 項目 | 説明 |
|--------------|---|
| 1 改正の趣旨、必要性等 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、<u>県独自に個人番号を利用する事務</u>について追加規定するもの</p> <p>（独自利用事務については、令和8年2月からの情報連携の開始に間に合わせるためには、各自治体の6月議会までに条例制定する必要がある。）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）（以下「命令」という。）において県が定めた独自利用事務の一部についても個人番号の利用が可能となったため、所要の改正を行うもの</p> |
| 2 条例案の内容 | <p>第1 改正の内容</p> <p>1 独自利用事務の追加（別表第1関係） 法第9条第2項の規定に基づき、県独自に個人番号を利用する事務について追加するもの（別紙のとおり）</p> <p>2 独自利用事務の庁内連携（別表第2関係） 1の事務の追加に伴い、独自利用事務の処理のため、同一機関内（知事部局内、教育委員会内）で保有する特定個人情報の利用を可能とするもの</p> <p>3 団体内他機関との連携（機関間連携）を行う事務及び連携する特定個人情報の追加（別表第3関係） 1の事務の追加に伴い、法第19条第11号の規定に基づき、同一地方公共団体（県）内の他機関（知事部局⇔教育委員会）への特定個人情報の提供を可能とする事務等を追加するもの（情報提供ネットワークシステムを利用できない場合（独自利用事務に係る特定個人情報の提供等）に限る。）</p> <p>4 命令の制定に伴い、条例に規定していた独自利用事務の一部が準法定事務として命令に規定され、命令と条例とで重複する規定が生じたため、条例から重複する規定を削るもの（第3条、別表第1、別表第2及び別表第3関係）</p> <p>第2 施行期日 公布の日</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>3 他の条例等との関連</p> | <p>富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）について、本条例の改正に伴い号ずれの規定整備を行う（附則第2項関係）。</p> <p>富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年富山県規則第41号）の一部改正（別途起案）</p> |
| <p>4 審議、調整、予算化等の状況</p> | <p>独自利用事務の追加について教育企画課と協議済み 命令の制定に伴う改正について、学術振興課、厚生企画課、健康対策室及び県立高校課と調整済み</p> <p>富山県住民基本台帳法施行条例の改正についてワンチームとやま推進室と調整済み</p> |

(別紙) 今回追加する独自利用事務

| 事務 (根拠規定) | 準ずる法定事務 () 内は主務省令第2条 の表の項 | 所管 | 内容 |
|---|----------------------------------|----|---|
| 県立学校学習者用端末 貸与事務 (県要綱) | [高等学校等就学支援金事 務] (151) | 教企 | 経済的な理由により生徒に対する学 習者用端末の購入が困難な者を対象 に端末を貸与するもの |
| 県立学校学習者用端末 購入等支援事業費補助 金交付事務 (県要綱) | [高等学校等就学支援金事 務] (151) | 教企 | 経済的な理由により生徒に対する学 習者用端末の購入が困難な者を対象 に補助金を交付するもの |

(参考) 富山県の独自利用事務 (現行)

| 事務 (根拠規定) | 準ずる法定事務 () 内は主務省令第2条 の表の項 | 所管 | 内容 | 準法定事務への 移行 (移行対象 事務は条例から 削除予定) |
|---|---|----|--|---|
| 外国人生活保護事務 (厚労省局長通知) | [生活保護事務] 生活に困窮する者に対す る保護の実施(42) | 厚企 | 厚労省の局長通知 に基づき、法定事 務と同様に実施す るもの | 移行 |
| 特別支援学校就学奨励 補助金交付事務 (国要 綱) | [特別支援学校就学奨励費 負担金事務] 特別支援学校通学者に対 して授業料等就学に要す る経費の一部を負担金と して支給するもの(59) | 県高 | 国の要綱に基づき 、負担金事務 (法 定事務) の不足部 分を補助金として 支給するもの (一 体で処理) | |
| 私立高等学校授業料等 減免事務 (県要綱) | [高等学校等就学支援金事 務] 高等学校等の授業料に充 てるため支援金として支 給するもの (親権者の所 得に応じて支給) (151) | 学振 | 経済的な理由によ り修学が困難な者 を対象に授業料を 減免 | |
| 県立高等学校授業料等 減免事務 (条例) | | 県高 | 就学支援金が所得 制限以外の理由で 支給されない者を 対象に授業料を減 免 | |
| 私立高等学校等奨学給 付金支給事務 (県要綱(国要綱)) | | 学振 | 非課税世帯及び生 活保護受給世帯を 対象に奨学給付金 を支給 (高等学校 等就学支援金等と 併給) | 移行 |
| 国公立高等学校等奨学 給付金支給事務 ^{※1} (県要綱(国要綱)) | [日本学生支援機構法によ る学資の貸与に関する事 務] (141) | 県高 | | |
| 私立高等学校学び直し 支援金支給事務 (県要綱(国要綱)) | [高等学校等就学支援金事 務] 高等学校等の授業料に充 てるため支援金として支 給するもの (親権者の所 得に応じて支給) (151) | 学振 | 過去に高等学校を 中退した者を対象 に支援金を支給 | 移行 |
| 県立高等学校学び直し 支援金支給事務 (県要綱(国要綱)) | | 県高 | | 移行 |

| | | | | |
|---|--|----|-------------------------------------|----|
| 奨学資金貸与事務 (条例) | [日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務] (141) | 県高 | 経済的理由により修学困難な者を対象に奨学資金を貸与 | |
| 不妊治療費用の助成事務 (県要綱(国要綱)) | [難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務] (158) | 健康 | 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた夫婦に対し治療費を助成 | |
| 肝炎患者等のうち知事が認めた者に対する肝炎の治療に係る医療費の助成に関する事務 (県要綱(国要綱)) | [難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務] (158) | 健康 | 肝炎患者等へ医療費及び定期検査費用を助成 | 移行 |
| 肝炎患者等のうち知事が認めた者に対する定期検査に係る費用の助成に関する事務 (県要綱(国要綱)) | | | | 移行 |
| 県立高等学校専攻科修学支援金支給事務 (県要綱(国要綱)) | [高等学校等就学支援金事務] 高等学校等の授業料に充てるため支援金として支給するもの(親権者の所得に応じて支給) (151) | 県高 | 経済的な理由により修学が困難な者を対象に授業料相当額又はその半額を支給 | 移行 |

議案第88号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例一部改正の件

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月10日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条中「から第3号まで」を削り、「もの」の次に「並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年^{デジタル庁}総務省令第8号）の表第7項及び第8項の下欄に掲げる事務」を加える。

別表第1第1項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号及び第7号を削り、同表第2項中第5号及び第6号を削り、第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 県立の高等学校の生徒に対する学習者用端末の貸与に関する事務（以下「県立学校学習者用端末貸与事務」という。）であって規則で定めるもの
- (2) 県立の高等学校の生徒に対する学習者用端末の購入に係る補助金の交付に関する事務（以下「県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金交付事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第2第1項の表を次のように改める。

| 事務 | 特定個人情報 |
|--|--|
| 私立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの | 就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 特定個人番号利用事務（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの |

別表第2第2項の表を次のように改める。

| 事務 | 特定個人情報 |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 県立学校学習者用端末貸与事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金交付事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |

| | |
|-----------------------------|--|
| 特別支援学校就学補助金交付事務であって規則で定めるもの | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの |
| 国公立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|--------|---|--------|---|
| 教育委員会 | 1 県立学校学習者用端末貸与事務であって規則で定めるもの | 知事 | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | 2 県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金交付事務であって規則で定めるもの | 知事 | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | 3 県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | 4 奨学資金貸与事務であって規則で定めるもの | 知事 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | |
|--|------------------------------|----|---|
| | 5 国公立学校奨学給付金支給事務であつて規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの |
|--|------------------------------|----|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(富山県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 2 富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。
別表第1第8項中「別表第1第1項第5号から第7号まで」を「別表第1第1項第2号」に改める。

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|---|-------------------------------------|
| <p>第1条 略 (個人番号等の利用範囲)</p> <p>第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う、別表第1に掲げる事務及び法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務（以下「特定個人番号利用事務」という。）とする。</p> <p>2 知事又は教育委員会は、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）を使用して他の同条第13項に規定する個人番号利用事務実施者（以下「個人番号利用事務実施者」という。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 略 (法第9条第4項に定める個人番号関係事務実施者)</p> <p>第3条 県内に私立の高等学校を設置する学校法人は、別表第1第1項第1号から第3号までに掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるもの_____</p> | <p>第1条 略 (個人番号等の利用範囲)</p> <p>第2条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 略 (法第9条第4項に定める個人番号関係事務実施者)</p> <p>第3条 県内に私立の高等学校を設置する学校法人は、別表第1第1項第1号_____に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるもの並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する</p> | <p>県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削</p> |

を行うことができる。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる者が、同表の第3欄に掲げる者に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、同表の第1欄に掲げる者が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる者以外の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第5条、第6条 略

別表第1 (第2条関係)

1 知事

(1) 略

(2) 私立の高等学校の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る給付金の支給に関する事務 (以下「私立学校奨学給付金支給事務」という。) であって規則で定めるもの

(3) 私立の高等学校に係る就学支援金法第2条に規定する高等学校等を退学し、再び同条に規定する高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学

る法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第8号) の表第7項及び第8項の下欄に掲げる事務を行うことができる。

(特定個人情報の提供)

第4条 同左

第5条、第6条 略

別表第1 (第2条関係)

1 知事

(1) 略

(削る。)

(削る。)

ることに伴う規定整備

県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削るもの

支援金に相当する額の支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務（以下「私立学校学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

(4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）であって規則で定めるもの

(5) 略

(6) 肝炎患者等（肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。以下同じ。）のうち知事が認めるものに対する肝炎の治療に要する医療費（肝炎患者等が医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。）の助成に関する事務であって規則で定めるもの

(7) 肝炎患者等のうち知事が認めるものに対する定期検査費用（肝炎患者等が肝炎に係る検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担した費用をいう。）の助成に関する事務であって規則で定めるもの

2 教育委員会

（削る。）

(2) 略

（削る。）

（削る。）

2 教育委員会

県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削るもの

号ずれの規定整備

県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削るもの

同上

(新設)

(新設)

(1) 富山県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和22年富山県条例第28号）第5条の規定による授業料等の減免に関する事務（以下「県立学校授業料等減免事務」という。）であって規則で定めるもの

(2)~(4) 略

(5) 県立の高等学校に係る学び直し支援金の支給に関する事務（以下「県立学校学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

(6) 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する授業料に係る支援金の支給に関する事務（以下「県立学校専攻科修学支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第2（第2条関係）

1 知事

| 事務 | 特定個人情報 |
|-----------------------|---|
| 私立学校授業料等減免事務であって規則で定め | 就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報（以下「 <u>就学支援金関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの |

(1) 県立の高等学校の生徒に対する学習者用端末の貸与に関する事務（以下「県立学校学習者用端末貸与事務」という。）であって規則で定めるもの

(2) 県立の高等学校の生徒に対する学習者用端末の購入に係る補助金の交付に関する事務（以下「県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金交付事務」という。）であって規則で定めるもの

(3) 同左

(4)~(6) 略
(削る。)

(削る。)

別表第2（第2条関係）

1 知事

| 事務 | 特定個人情報 |
|----|--------|
| 同左 | 同左 |

独自利用事務の追加

同上

号ずれの規定整備

同上

県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削るもの

| | | | |
|-----------------------------|--|-------|---------------------------------|
| るもの | | | |
| 私立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、就学支援金関係情報又は生活に困窮する外国人に対する同法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの | (削る。) | 県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削るもの |
| 私立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則での | (削る。) | 同上 |
| 外国人生活保護事務であって規則で定めるもの | 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条 | (削る。) | 同上 |

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| | <p>第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> | | |
| <p>特定個人番号利用事務（生活保護関係情報 の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</p> | <p>外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの</p> | <p>特定個人番号利用事務（生活保護関係情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）による生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</p> | <p>規定整備</p> |

2 教育委員会

| 事務 | 特定個人情報 |
|-----------------------------|---|
| (新設) | |
| (新設) | |
| 県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 特別支援学校就学補助金交付事務であって規則で定めるもの | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「特別支援学校就学奨励費関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 国公立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |

2 教育委員会

| 事務 | 特定個人情報 |
|---------------------------------------|---|
| 県立学校学習者用端末貸与事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金交付事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 同左 | 同左 |
| 特別支援学校就学補助金交付事務であって規則で定めるもの | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報_____であって規則で定めるもの |
| 同左 | 同左 |

同一機関内で保有する特定個人情報の利用を可能とするもの
同上

規定整備

| | |
|------------------------------|-----------------------|
| 県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| 県立学校専攻科修学支援金支給事務であって規則で定めるもの | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |

| |
|-------|
| (削る。) |
| (削る。) |

県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削るもの

別表第3 (第4条関係)

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|--------|-------------------------------|--------|---|
| 知事 | 1 私立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| | 2 私立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの |
| | 3 外国人生活保護事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 特別支援学校就学奨励費関係情報又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |

別表第3 (第4条関係)

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|--------|----|--------|--------|
| (削る。) | | | |

県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削るもの

| | | | | | | | | |
|---------------|----------------------------|----|---|---------------|---|----|-------------------------|--------------------------------|
| | | | の | | | | | |
| 教育 委員 会 | (新設) | | | 教育 委員 会 | 1 県立学校学習者用端末貸与事務であって規則で定めるもの | 知事 | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの | 他機関間連携を行う事務及び連携する特定個人情報 の追加 |
| | (新設) | | | | 2 県立学校学習者用端末購入等支援事業費補助金交付事務であって規則で定めるもの | 知事 | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの | |
| | 1 県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの | 知事 | 生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの | 3 同左 | 同左 | 同左 | 項ずれの規定整備 | |
| | 2 奨学資金貸与事務であって規則で定めるもの | 知事 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定 | 4 同左 | 同左 | 同左 | | 同上 |

| | | | | | | |
|--------------------------------|----|---|-------|----|----|---|
| | | めるもの | | | | 項ずれの規定整備 県独自利用事務として条例に規定していた事務に係る規定を削るもの |
| 3 略 | 知事 | 生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの | 5 同左 | 同左 | 同左 | |
| 4 県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの | 知事 | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの | (削る。) | | | |
| 5 県立学校専攻科修学支援金支給事務であって規則で定めるもの | 知事 | 就学支援金関係情報であって規則で定めるもの | (削る。) | | | |
| | | | | | | |

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表（附則第2項関係）

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>第1条 略</p> <p>（本人確認情報及び附票本人確認情報の利用に係る事務）</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び法第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1に掲げる事務とする。</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～7 略</p> <p>8 富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）別表第1第1項第5号から第7号までに掲げる事務</p> <p>別表第2 略</p> | <p>第1条 略</p> <p>（本人確認情報及び附票本人確認情報の利用に係る事務）</p> <p>第2条 同左</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～7 略</p> <p>8 富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）別表第1第1項第2号 _____ に掲げる事務</p> <p>別表第2 略</p> | <p>番号利用条例に規定する本人確認情報を利用する事務の一部を削ることに伴う号ずれの規定整備</p> |

富山県公立学校情報機器整備基金条例の一部を改正する条例案要綱

教育委員会教育企画課

| 項目 | 説明 |
|-----------------|---|
| 1 改正の趣旨、必要性等 | <p>国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用して情報機器を整備するため、令和6年2月に小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）を対象校とした富山県公立学校情報機器整備基金条例（令和6年富山県条例第2号）を制定した。</p> <p>今般、高等学校及び特別支援学校（高等部）に在籍する障害のある生徒が使用する端末の附属機器である入出力支援装置を整備できるよう所要の改正を行うもの</p> |
| 2 条例案の内容 | <p>1 改正の内容 基金による情報機器の整備の対象とする学校の範囲に高等学校及び特別支援学校の高等部を追加するもの（第1条関係）</p> <p>2 施行期日 公布の日</p> |
| 3 他の条例等との関連 | <p>1 改正が必要な条例等及びその対応 特になし</p> <p>2 その他関連について考察すべき条例等 特になし</p> |
| 4 審議、調整、予算化等の状況 | <p>国の補助制度を活用し、特別支援学校の高等部の生徒が利用する端末の附属機器である入出力支援装置を整備する。</p> |

議案第90号

富山県公立学校情報機器整備基金条例一部改正の件

富山県公立学校情報機器整備基金条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月10日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公立学校情報機器整備基金条例の一部を改正する条例

富山県公立学校情報機器整備基金条例（令和6年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「義務教育学校」の次に「、高等学校」を加え、「（小学部及び中学部に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富山県公立学校情報機器整備基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 富山県の公立の小学校、中学校、義務教育学校_____及び特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)における情報機器の整備を実施し、又は支援するため、富山県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第7条 略</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 富山県の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校_____における情報機器の整備を実施し、又は支援するため、富山県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第7条 略</p> | <p>基金による情報機器の整備等の対象とする学校の範囲を高等学校及び特別支援学校の高等部まで拡大するもの</p> |

富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

教育委員会教育みらい室県立高校課

| 項目 | 説明 |
|-----------------|--|
| 1 改正の趣旨、必要性等 | 令和7年度に実施される国の高校無償化に係る新制度が高等学校等就学支援金7月申請の判定結果を用いて認定されることに伴い、申請期間中の7月10日が徴収期限である4月分から6月分までの授業料の徴収期限等について、所要の改正を行うもの |
| 2 条例案の内容 | <p>第1 改正の内容 <u>全日制及び定時制の授業料について、令和7年度4月から6月分までの徴収期限を令和7年10月10日までとする特例を追加するもの（附則新第5項関係）</u></p> <p>第2 施行期日 公布の日</p> |
| 3 他の条例等との関連 | なし |
| 4 審議、調整、予算化等の状況 | 国の高校無償化に係る新制度を実施するため、令和7年6月補正に関連予算を計上 |

議案第 96 号

富山県立高等学校の授業料等に関する条例一部改正の件
富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
富山県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和22年富山県条例第28号）の一部
を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

令和 7 年度 4 月、5 月及び 6 月分の授業料（専攻科に係るものを除く。）を徴
収する場合における第 4 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「7 月
10 日」とあるのは、「10 月 10 日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富山県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>第1条、第2条 略</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 授業料、受講料、舎費、入学考査手数料、入学料、科目履修申請手数料及び科目履修料（以下「授業料等」という。）の額は、次の表のとおりとする。</p> <p>表 略</p> <p>(授業料等の徴収期限等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる月分の授業料及び舎費は、当該各号に定める期限までに、3箇月分ずつ、併せて徴収する。ただし、休学、転学、退学又は卒業をする者に係る授業料及び舎費は、当該休学、転学、退学又は卒業の日までにこれを徴収する。</p> <p>(1) 4月、5月及び6月 7月10日</p> <p>(2) 7月、8月及び9月 10月10日</p> <p>(3) 10月、11月及び12月 12月10日</p> <p>(4) 1月、2月及び3月 2月10日</p> <p>2 前項各号に規定する期限が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。</p> <p>3～5 略</p> | <p>第1条、第2条 略</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第3条 同左</p> <p>表 略</p> <p>(授業料等の徴収期限等)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3～5 略</p> | |

第5条～第8条 略

附 則

この条例は、昭和22年4月1日から、これを適用する。

昭和22年度第1期分舎費は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和22年度第1期及び第2期分授業料及び舎費の納期は、本年度に限り、第3条の規定にかかわらず、10月31日までとする。

県立学校舎費徴収規程は、昭和21年度に限り、これを廃止する。

(新設)

第5条～第8条 略

附 則

同左

同左

同左

同左

令和7年度4月、5月及び6月分の授業料（専攻科に係るものを除く。）を徴収する場合における第4条第1項第1号の規定の適用については、同号中「7月10日」とあるのは、「10月10日」とする。

全日制及び定時制の授業料について、令和7年度4月から6月分までの徴収期限を令和7年10月10日までとする特例を追加するもの

動産取得に関する件

令和7年6月9日
教育委員会

1 概要 令和7年当初予算に計上した県立学校無線 LAN アクセス
ポイントの動産取得に係る議案を提案するもの

2 取得する物件 県立学校無線 LAN アクセスポイント
一式 (1,580 台)

| 品名 | 型番 | 数量 |
|-------------------|-------------------|---------|
| 無線 LAN アクセスポイント | MR44-HW | 1,580 台 |
| アクセスポイント運用期間ライセンス | LIC-ENT-5YR | 1,360 式 |
| アクセスポイント構築期間ライセンス | LIC-ENT-7YR | 220 式 |
| PoE スイッチ | MS225-24P-HW | 65 台 |
| スイッチ用電源コード | MA-PWR-CORD-JP | 65 個 |
| スイッチ運用期間ライセンス | LIC-MS225-24P-5YR | 65 式 |
| PoE 電源 | MA-INJ-4 | 100 台 |
| PoE 電源用コード | MA-PWR-CORD-JP | 100 個 |

3 落札金額 275,000,000 円
(予定価格が 7,000 万円を超えるため議決が必要)

4 契約の相手方 株式会社ホクタテ

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和7年6月30日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

記

令和7年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和7年6月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和7年6月12日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

財 第 32 号
令和7年6月11日

富山県教育委員会
教育長 廣島 伸一 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和7年6月富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 令和7年度富山県一般会計補正予算（第2号）

令和7年度6月補正予算（追加提案）（案）総括表

1 一般会計

教育委員会

単位：千円

| 区 分 | | 既定予算額 | 補正予算額 | 計 | 構 成 比 | 既定予算に対する伸び率 (事業費ベース) |
|---------|-----|------------|-------|------------|--------|-------------------------|
| 教育総務費 | 事業費 | 5,949,444 | 0 | 5,949,444 | 7.8% | 0.0% |
| | 給与費 | 1,150,622 | 0 | 1,150,622 | | |
| | 計 | 7,100,066 | 0 | 7,100,066 | | |
| 小学校費 | 事業費 | 225,297 | 0 | 225,297 | 32.6% | 0.0% |
| | 給与費 | 29,583,744 | 0 | 29,583,744 | | |
| | 計 | 29,809,041 | 0 | 29,809,041 | | |
| 中学校費 | 事業費 | 193,292 | 0 | 193,292 | 19.1% | 0.0% |
| | 給与費 | 17,272,257 | 0 | 17,272,257 | | |
| | 計 | 17,465,549 | 0 | 17,465,549 | | |
| 高等学校費 | 事業費 | 6,851,713 | 225 | 6,851,938 | 27.0% | 0.0% |
| | 給与費 | 17,842,113 | 0 | 17,842,113 | | |
| | 計 | 24,693,826 | 225 | 24,694,051 | | |
| 特別支援学校費 | 事業費 | 2,015,709 | 105 | 2,015,814 | 11.6% | 0.0% |
| | 給与費 | 8,589,363 | 0 | 8,589,363 | | |
| | 計 | 10,605,072 | 105 | 10,605,177 | | |
| 社会教育費 | 事業費 | 662,748 | 0 | 662,748 | 1.3% | 0.0% |
| | 給与費 | 567,218 | 0 | 567,218 | | |
| | 計 | 1,229,966 | 0 | 1,229,966 | | |
| 保健体育費 | 事業費 | 451,727 | 780 | 452,507 | 0.6% | 0.2% |
| | 給与費 | 140,595 | 0 | 140,595 | | |
| | 計 | 592,322 | 780 | 593,102 | | |
| 合 計 | 事業費 | 16,349,930 | 1,110 | 16,351,040 | 100.0% | 0.0% |
| | 給与費 | 75,145,912 | 0 | 75,145,912 | | |
| | 計 | 91,495,842 | 1,110 | 91,496,952 | | |

令和7年度6月補正予算(追加提案)(案) 一覧表

1 一般会計

(単位:千円)

| 室課名 | 事業名 | 提案 見込額 | 財源内訳 | | | 備 考 |
|-----------|---------------------------|-----------|----------|-----|------|--|
| | | | 国支出金 | その他 | 一般財源 | |
| 教育 企画課 | 学校運営費(全日制) 学校運営費(特別支援) | 330 | 補 330 | | | 物価高騰による学校給食及び寄宿 舎食への影響に鑑み、保護者の負担 を抑えつつ、その質を維持するた めの支援 |
| 保健体 育課 | 学校給食等管理指導費 | 780 | 補 780 | | | |
| 事業費計 | | 1,110 | 1,110 | | | |

“夜間中学”って なんだろう？

どなたでも
さんか
参加できます！

夜間中学説明会 & 個別相談会

「富山県立夜間中学」が開校予定です。

夜間中学に興味のある方、学びたい方、ぜひご参加ください。

令和7年

6/28 (土) 13:30～15:30

マリエとやま 7階

富山県民小劇場ORBIS 多目的小ホール

令和7年

6/29 (日) 13:30～15:30

ウイング・ウイング高岡 5階

高岡市生涯学習センター 研修室503

富山県夜間中学説明会

〈内容〉

- 基調講演 文部科学省 教育制度改革室長
草野 純一氏
- パネルディスカッション
(詳しくはチラシ裏面参照)
- 15:30から個別相談会も行います。

夜間中学は、

- ▶ 様々な理由で義務教育を修了できなかった方
- ▶ 病気や不登校などで十分に学ぶことができなかった方
- ▶ 本国や日本で義務教育を修了していない外国籍の方などの「今からでも学びたい」という気持ちに応える学校です。

夜間中学は、

- ▶ 週5日間、1日4時間の授業があります。
- ▶ 昼間の中学と同じ9教科を学びます。
- ▶ 教員免許を持つ先生が教えます。
- ▶ 授業料はかかりません。教科書は無償です。
- ▶ 全ての課程を修了すると中学校卒業となります。



English Tagalog
汉语 Português
Tiếng Việt

主催 富山県教育委員会



プログラム

13:00～13:30

受付

13:30～13:40

開会

13:40～14:10

基調講演

『夜間中学の現状と文部科学省の取組について』

文部科学省 教育制度改革室長
草野 純一氏



14:10～14:20

休憩

14:20～15:20

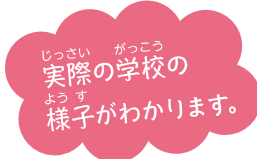
パネルディスカッション ▶▶▶▶▶▶

15:20～15:30

閉会

15:30～

個別相談会



＜パネリスト＞

文部科学省 教育制度改革室
室長 草野 純一氏

群馬県教育委員会義務教育課
指導主事 桐生 直也氏

(群馬県立みらい共創中学校 (開校2年目))

石川県立あすなろ中学校 (開校1年目)

校長 上田 綾子氏 (高岡会場)

教頭 香林 一央氏 (富山会場)

＜コーディネーター＞

富山大学大学院教職実践開発研究科

教授 西島 健史氏

令和7年 6/28(土) 13:30～15:30



富山県民
小劇場ORBIS
富山市桜町1-1-61

令和7年 6/29(日) 13:30～15:30



高岡市生涯
学習センター
高岡市末広町1-7

申し込み方法

当日参加も可能ですが、会場準備の関係がありますので、下のいずれかの方法により事前に申し込みください。



- 右の2次元コードより▶▶▶
- Eメール：
ml-ykachugaku@pref.toyama.lg.jp
- 郵送：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県教育委員会教育みらい室
夜間中学設置準備担当 宛
- 電話：076-444-3370
- Fax：076-444-4439

申込書【申込期限 6月24日(火)】

| | |
|---------|-----------------|
| ふりがな | |
| お名前 | |
| ご住所 | 〒 |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |
| 参加日 | 6/28(土) 6/29(日) |
| 個別相談 | 希望する 希望しない |

令和8年度富山県公立学校教員採用選考検査 志願状況について

1 概要

(1) 日程

- ・募集期間 令和7年4月21日(月)～6月2日(月) 23時59分
- ・1次検査 7月12日(土) 7月13日(日)
- ・2次検査 8月23日(土) 8月24日(日)

(2) 採用予定者数 320名程度(a) 名簿登載B20名程度及び特別選考「障害者」若干名を含む

2 志願者数

(1) 志願者総数 910人(大学3年次の志願者を除くと678人(b))

(2) 志願倍率 = 2.1倍(b/a)

(3) 種目別志願者数

| 種 目 | 小 学 校 | | 中 学 校 高 等 学 校 | | 特別支援学校A | | 特別支援学校B | | 養 護 教 諭 | | 栄 養 教 諭 | | 総 数 | | |
|------|----------|-----------------|------------------|-----------------|-----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|-----------------|-----------|
| | R7 | R8 | R7 | R8 | R7 | R8 | R7 | R8 | R7 | R8 | R7 | R8 | R7 | R8 | |
| 一般選考 | 323(196) | 322(192) | 361(291) | 389(295) | 29(21) | 27(22) | 13(13) | 10(10) | 45(41) | 53(50) | 16(15) | 10(10) | 787(577) | 811(579) | |
| 特別選考 | 社会人経験A | 4 | 4 | 10 | 15 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 18 | 19 |
| | 社会人経験B | 0 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 |
| | 教職経験 | 12 | 11 | 10 | 12 | 4 | 6 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 28 | 32 |
| | 特定資格 | 0 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 3 |
| | 国際貢献 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | スポーツ実績 | - | - | 8 | 9 | - | - | - | - | - | - | - | - | 8 | 9 |
| | 障害者 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 |
| | 大学推薦 | 20 | 17 | 8 | 10 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34 | 33 |
| 計 | 360(233) | 354(224) | 408(338) | 440(346) | 39(31) | 40(35) | 15(15) | 10(10) | 49(45) | 56(53) | 17(16) | 10(10) | 888(678) | 910(678) | |
| 前年比 | 人数[人] | △6(△9) | | 32(8) | | 1(4) | | △5(△5) | | 7(8) | | △7(△6) | | 22(0) | |
| | [%] | △1.7(△3.9) | | 7.8(2.4) | | 2.6(12.9) | | △33.3(△33.3) | | 14.3(17.8) | | △41.2(△37.5) | | 2.5(0) | |

()は大学3年次の志願者を除いたもの

<参考>

志願者数の年度別推移

| 年 度 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 志願者数[人] | 1,105 | 1,049 | 929 | 822 | 836 | 754 | 756 | 758 | 678 | 678 |
| 採用予定者数[人] | 300 | 300 | 300 | 315 | 330 | 330 | 330 | 300 | 340 | 320 |
| 倍率[倍] | 3.7 | 3.5 | 3.1 | 2.6 | 2.5 | 2.3 | 2.3 | 2.5 | 2.0 | 2.1 |

R6～R8の志願者数は大学3年次の志願者を除いた人数

採用予定者数には特別選考を含む

今後の教育委員会等の日程について

- 令和7年7月29日(火) 13:30 予定
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)